

地区計画届出の手引き

～三八城公園下地区～

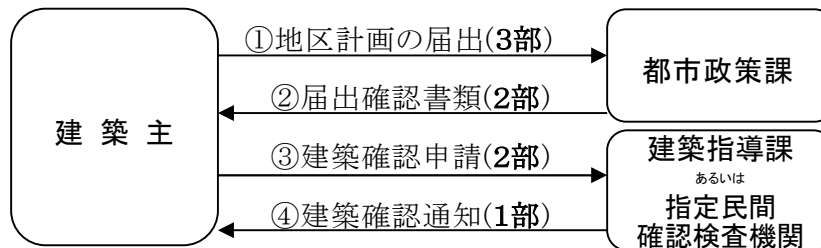
1. 地区計画の届出が必要な行為（都市計画法第 58 条の 2 第 1 項）

- ① 土地の区画形質の変更
- ② 建築物の建築、工作物の建設

行為着手の 30 日前までに都市政策課に届け出てください。

2. 地区計画に関する手続きの流れ

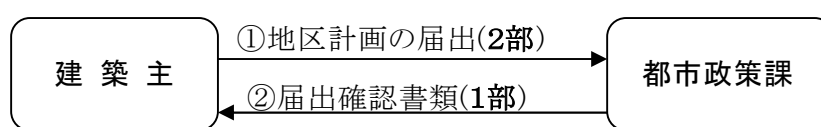
建築確認申請を必要とする建築物等



(例)
・建築物の建築
(ただし、防火・準防火地域外における床面積 10 ㎡以内の増築等は除く)
・2mを超える擁壁
・高さ4mを超える広告板等
・高さ 15mを超える鉄柱等

※地区計画の届出は工事着工30日前までにしてください。

建築確認申請を必要としない建築物等



(例)
・床面積 10 ㎡以内の増築等
(ただし、防火・準防火地域を除く)
・フェンス・門柱・門扉等
・土地の区画・形質の変更
・看板(高さ4m以内のもの)

※地区計画の届出は工事着工30日前までにしてください。

建築確認申請…建築基準法第6条に基づく建築確認申請

3. 留意事項

当地区計画では、建築物に関する制限は設けず、地区施設として道路の整備方針のみを定めております。道路整備を円滑に進めるため、配置図には道路境界線や道路幅員、後退線等を明記していただきますようお願いします。

地区計画の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、20 万円以下の罰金に処せられる場合があります(都市計画法第 93 条)。

問い合わせ先

- ・地区計画の届出について … 八戸市 都市政策課 都市計画グループ TEL 0178-43-2111 内線 4715,4714
- ・地区施設・道路について … 八戸市 都市政策課 区画整理グループ TEL 0178-43-2111 内線 4752,4754